

要望事項	(1) 小中学校等の運営の充実
------	-----------------

要望先 教 育 庁

(要 旨)

小中学校等の運営の充実を図るため、次の事項について措置されたい。

- ① 児童、生徒検診（耳鼻科、眼科）に必要な医師の派遣
- ② 教材費に対する補助制度の創設
- ③ 給食センター施設整備に対する財政支援
- ④ 学校栄養職員の配置基準の改善
- ⑤ 島しょ・へき地における小規模校に対する教員の加配
- ⑥ 島外体験学習派遣事業に対する財政支援
- ⑦ スクールカウンセラー配置事業補助の拡充
- ⑧ 学校図書館における司書臨時職員配置への財政支援
- ⑨ 外国人英語指導助手の配置に対する人材確保対策と財政支援
- ⑩ 少人数授業に係る講師配置の時数配当に対する支援体制の維持
- ⑪ 全学年への少人数（35人以下）学級編制の拡大
- ⑫ 行政系職員（栄養士・事務職員）の確保
- ⑬ 利島村教員住宅の整備（新築及び改築）

(説 明)

- ① 学校検診のうち耳鼻科・眼科検診は、町村に医療施設が少ないため、児童生徒の健康管理上苦慮しており、医師の派遣が必要である。
- ② 小中学校の運営経費が増大し、教材費（教具、備品）の負担が大きくなっており、補助制度の創設が必要である。
- ③ 給食センター施設整備は、多額の経費を要するため、財政支援が必要である。
- ④ 現行配置基準では、児童生徒数を基準とし、2,500人以下を1人としているが、一般の業務に加え食品の衛生管理や食物アレルギー等の個人対応など業務が拡大しているため、2,500人以下であっても2人の配置が必要である。

また、町村の実情に応じた、職員の派遣延長等の措置が必要である。

- ⑤ 島しょ・へき地小規模校の複式学級解消のため、教員の加配措置が必要である。
- ⑥ 島しょ町村の小中学生を対象に、島外において団体生活や各種活動体験を通じ心身を鍛え、社会に貢献できるリーダーの養成を図ることが必要である。
- ⑦ 中学校でのスクールカウンセラー配置を検証している中で、小学校の低年齢からの相談を必要と思われるケースや家庭内の問題についても早期の対応が望ましい。
したがって、中学校においてスクールカウンセラーの常勤配置とともに、小学校へのスクールカウンセラーの配置の拡充が必要である。
- ⑧ 平成15年4月から12学級以上の学校に現行の定数内で司書資格を持つ教諭を配置することとなったが、新学習指導要領に基づく、児童、生徒の自発的、主体的な学習が進むにしたい学校図書館の活用が多くなっている。臨時の司書職員に対する財政援助が必要となる。
- ⑨ 小中学校における英語教育を充実させるため、町村負担で外国人英語指導助手を配置しているが、人材の確保と財源の措置に苦慮している。良好な英語教育の維持のため、人材確保対策と財政支援体制の確立が必要である。
- ⑩ 主要教科の学力向上を図るため、都の支援を受け少人数授業を行っているが、生徒に必要な能力を身につけるよう指導していくうえにおいても、講師の時数配当による支援体制の維持が必要である。
- ⑪ 現在、40人学級編制にて授業が行われているが、きめ細かい指導を行うため、少人数（35人以下）学級編制を、早期に全学年に拡大することが必要である。
- ⑫ 都から派遣されている行政系職員（栄養士・事務職員）が病欠等で不在となった場合は、都の責任において、職員（臨時職員を含む。）を確保する必要がある。
- ⑬ 世帯用住宅が整備されてから30年以上経った木造住宅1棟3戸のみであり、建屋・設備が老朽化している。また、同居家族を持つ教員が異動してきており、世帯用住宅が不足しておりいることから改築及び3棟新設する必要がある。住宅未整備による家族の別居は避けるべきであり、衣食住について生活の最低限度を確保することが不可欠であるため、教員住宅を整備することが必要となる。

要 望 事 項	(2) 小中学校施設整備の促進
------------------	-----------------

要望先 教 育 庁

(要 旨)

小中学校施設整備の促進を図るため、次の事項について措置されたい。

- ① 校舎、体育館等の改築等に係る国庫補助に都補助を上乗せ
- ② 国庫補助対象外事業に対する都単独補助制度の創設
- ③ 義務教育施設整備費補助事業に係る補助対象基準の緩和

(説 明)

町村地域においては、厳しい気象条件から建築物の老朽化が都市部より早く、更に島しょ地域は海洋による影響も加わり、塩害、風害等により学校施設の改築あるいは大規模改修が必要となっている。

しかし、これらの事業は多大な財政負担を要するものであり、また、部分的な改造など国の補助対象外となるものについては、単独事業として実施することは財政的に厳しい状況であり、良好な教育環境の維持・確保を図るためには、都の財政支援が不可欠である。

また、義務教育施設整備の建築単価については、島しょ地域は遠距離による海上輸送などにより割高になっており、多額の一般財源を費やしている。

町村の財政負担の軽減を図るためには、義務教育施設整備費補助事業における補助対象基準の建築単価を建設局などで採用されている「支庁単価」を適用することが必要である。

要 望 事 項	(3) 指導主事の配置
------------------	-------------

要望先 教 育 庁

(要 旨)

教育指導の充実を図るため、指導主事を適切に配置されたい。

(説 明)

平成21年3月31日をもって東京都多摩教育事務所西多摩支所は廃止された。平成21年4月から瑞穂町は、市と同様に指導室（課）「学校指導課」を新たに組織化し、指導行政や教職員事務を行っている。都から指導主事1名が配置されたが、瑞穂町の学校教育に関わる多様な課題に対応するため、近隣市なみの2名の指導主事の配置が必要である。

要望事項	(4) 社会教育施設整備費等補助制度の 創設
------	-------------------------------

要望先 教育庁

(生活文化局)

(要 旨)

市町村立社会教育施設整備等に対する都単独補助を創設されたい。

- ① 図書館（図書購入、移動図書館車両購入を含む）の建設整備に対する補助制度
- ② 図書館のO A化に伴う設備の補助制度
- ③ 公民館の建設に対する補助制度
- ④ 文化ホール・視聴覚室等の施設整備に対する補助制度
- ⑤ 青少年施設の整備に対する補助制度

(説 明)

情報社会の進展や住民の余暇時間の増大に伴い、社会教育施設等に対する住民の要望は多様化してきている。こうした要望に応えるべく町村においても努力しているところであるが、施設整備に多大な財政負担を要することから、十分に答えられていない現状がある。

社会教育を一層充実し、住民がゆとりと豊かさを実感できる文化的な生活を送れるようにするためには、施設整備に対する一層の財政支援が必要である。

また、生涯学習の拠点である図書館については、地域住民からより幅広い情報を活用できるサービス提供を求められており、これらに対応するため、都立・区市町村立図書館相互での情報ネットワーク化が始まっている。

より一層のサービス向上とネットワーク化を充実させるため、図書館のO A化を促進することが必要である。

要 望 事 項	(5) 生涯学習の推進
------------------	-------------

要望先 教 育 庁

(要 旨)

生涯学習の成果を活用したまちづくりや地域活性化、ネットワーク化の促進を図るため、地域の学習資源や人材活用を促進するとともに、波及効果が期待できるシステムの構築が必要であることから、次の事項について積極的な支援を願いたい。

- ① 地域人材活用システムを検討する組織の設置
- ② 地域人材情報提供システムの構築
- ③ 人材養成事業の実施

(説 明)

東京都は、地域の教育力の再構築を目指し、都民が学習の成果を地域活動に活かすことができる生涯学習の仕組みづくりを推進している。

特に、生涯学習における地域の学習資源や人材活用は、地域の個性や教育を再構築するための重要な方策であり、充実することが望まれている。人材の活用については、広域的な展開により活用の促進を図るとともに、情報提供システムの構築や研修会、講習会に対する都としての支援が必要である。

要望事項	(6) 希少生態系の保全
------	--------------

要望先 教 育 庁
(総 務 局)
(環 境 局)
(産 業 労 働 局)
(建 設 局)
(港 湾 局)

(要 旨)

小笠原諸島への移入動植物が小笠原全域で固有の生態系を攪乱しており、自然環境全般の一体的な保全に向けた総合的な対策を講じられたい。

- ① 小笠原諸島に固有な希少動・植物で構成される生態系への移入種などによる悪影響の防止及び総合窓口の設置
- ② 国内希少野生動植物種及び天然記念物であるオガサワラオオコウモリの農作物被害防除対策
- ③ 野ヤギ駆除対策の充実及び農業被害の防止
- ④ イエシロアリ総合対策の実施
- ⑤ ネズミ類対策の支援

(説 明)

① 小笠原諸島の希少動・植物からなる固有の自然環境は、野ネコ、イエシロアリ、野ヤギ、アフリカマイマイ、プラナリア、グリーンアノール、アカギ、クリノイガ、ガジュマル、リュウキュウマツ等の様々な移入種により、その生態系を攪乱され、希少動・植物は減少傾向にある。特に移入種の中には小笠原の気候風土に適合し大量増殖するものもあり、自然環境及び生活環境の双方に悪影響を及ぼしている。

移入種の中には生態系の中で循環の一部となりつつあるものもあり、駆除しただけでは逆に事態を悪化させる場合もある。例えば、属島部ではノヤギ駆除後、希少植物や在来植生の回復とともに外来植物の拡大も見受けられ、さらにはネズミ類の増加が懸念されている状況である。また、父島・母島では農業被害等が懸念される状況も生まれている。これらを一体的に捉えた総合的な対策が必要となっており、都においても取組の継続と対策の強化をお願いしたい。

さらに、小笠原においては、自然環境と生活環境が密接しており、世界自然遺産の価値を保全するために移入種対策等を実施するにあたっては、村民生活への影響を免れない。

また、世界自然遺産の価値に触れることを求めて訪れる観光客等の来島により、意図せず新たな移入種が持ち込まれるリスクにも常にさらされている。そのため、世界自然遺産の価値を継続して守りながら、人の生活や産業との両立を図っていくためには島民や来島者の理解を得るための総合的な普及啓発や情報発信が不可欠である。

- ② 国内希少野生動植物種及び天然記念物であるオガサワラオオコウモリの農作物被害は、栽培種、部位共に拡大している。そのため、各栽培者（家庭菜園者を含む）及び行政機関は、農作物被害の防除と「絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律（種の保存法）」「文化財保護法」等による保護の両立に苦慮している。については、農業分野における専門職の組織を持つ東京都において、長期にわたる生態調査や慎重な配慮の下での物理的防除実験をしたうえで、これらに基づいた農作物被害防除方法及び防除対策を確立し、普及することが必要である。
- ③ 父島においては、野ヤギはここ数年、相当数増加していると考えられており、農業被害も多く報告されているが、固有種等、貴重な植生への影響も懸念されている。貴重な自然環境を保護する観点から、移入種排除、植生被害防止の枠組みで捉え、駆除の推進を図ることが必要である。
- ④ 父島では「人とシロアリの住み分け」方針によるシロアリ対策を小笠原村が継続的に実施してきたことにより相当の成果を上げているが、集落周辺や山林域では依然として猛威を振るい、固有植物を含む木質植物に大きな影響を与えている。特に集落内の都立大神山公園内で放置されている切株にイエシロアリが侵入しており、周辺への羽アリ拡散源となっているため早急な対策が必要である。

また、母島ではイエシロアリは生息していなかったが、平成10年に長浜トンネル記念植樹帯からイエシロアリが発見され、以後「根絶」方針によるシロアリ対策を小笠原村が行っている。しかし、平成24年に新たに蝙蝠谷仮置場でのイエシロアリ定着が確認され、同仮置場管理者の東京都が対策を講じている最中であるが、イエシロアリの生態から、敷地内だけでなく周辺を含めた対策が必要である。この他、東京都管理下の庁舎・職員住宅・農業センター・都営住宅・公園・港湾・漁港・高等学校敷地や外来樹木駆除事業に係るイエシロアリ蔓延防止対策を、事業主体の管理責任の下に講じていただきたい。

なお、平成6年の行政監察局の勧告に対する改善措置が十分には講じられていない

ため、勧告の意義を再認識したうえで、新たな小笠原諸島振興開発計画にも記載されたとおり、関係機関が連携して総合的な対策を引続き推進する必要がある。

イエシロアリは、IUCN（国際自然保護連合）の「世界の外来侵入種ワースト100」にも挙げられており、生活環境と貴重な自然環境を保全する観点から、拡散防止や生態系攪乱被害防止も含めた総合的な対策の実施を強く要望する。

- ⑤ 昨年来から村内でのネズミ被害の増加が問題となっており、属島および父島・母島それぞれにおいて、早急な対応策が求められている。属島では世界自然遺産の中核的な価値である陸産貝類のネズミ類の食害による絶滅について懸念される危機的な状況であることから、より実効的な対策の実施と対策を担う体制構築・人材育成が必要である。

また、有人島においては、ネズミ類の増加による農業被害や村民生活にもさまざまな被害を与える可能性があるため、自然環境・住環境の両面に配慮した対策を強化・支援していただきたい。

要 望 事 項	(7) 特別支援教育の円滑な実施
------------------	------------------

要望先 教 育 庁

(要 旨)

特別支援教育の円滑な実施を図るため、次の事項について措置されたい。

- ① 学習障害（LD）・注意欠陥／多動性障害（ADHD）・高機能自閉症・アスペルガー等の軽度発達障害の児童・生徒に対するサポートティーチャーや介助員の配置
- ② 特別支援教育の学級開設（通級学級を含む。）に伴う施設設備に対する補助制度の充実等

(説 明)

- ① 通常の学級に、障害（学習障害（LD）・注意欠陥／多動性障害（ADHD）・高機能自閉症・アスペルガー等の軽度発達障害）があり、特別な支援を必要とする児童・生徒が増加している。

このため、発達障害の児童・生徒が在籍する学級において、適正な状態を維持していくためには、これまでどおりの教員1名で対応することは困難である。

特別な支援を必要とする児童・生徒に対し、個々に応じた指導を充実させるため、サポートティーチャーや介助員の配置が必要である。

- ② 特別支援学級の開設にあたっては、教室の改造や個室の設置、備品の整備など相当な費用を要することから、補助制度の更なる充実が必要である。

また、通級学級の開設にあたっては、新たな補助制度を設けるよう国に要請するとともに都としても支援されたい。

要 望 事 項	(8) 都立図書館搬送便の継続
------------------	-----------------

要望先 教 育 庁

(要 旨)

都立図書館搬送便を継続されたい。

(説 明)

「公立図書館の設置及び運営上の望ましい基準」では、資料の搬送は都道府県立図書館の業務として、「市町村立図書館との間に情報ネットワークを構築し、情報の円滑な流通に努めるとともに、資料の搬送の確保にも努めるものとする」と位置付けられている。

平成18年8月に発表された「都立図書館改革の具体的方策」に基づいて、平成20年7月に「『都立図書館改革の具体的方策』における相互貸借の促進と協力貸出の見直しについて(案)」が、続いて平成21年1月末に「『都立図書館改革の具体的方策』における相互貸借の促進と協力貸出の見直しについて 第一次まとめ」が示されたが、それらの内容はこれまで蓄積されてきた連携、協力の成果に大きな影響を与える。

そのため、都立図書館搬送便については、今後も継続して実施する必要がある。

要望事項	(9) 公立小中学校校庭芝生化事業に 対する補助
------	---------------------------------

要望先 教 育 庁

(要 旨)

公立小中学校運動場芝生化事業補助金（全額補助）を継続されたい。

(説 明)

児童の体力の向上やケガの減少、緑化によるヒートアイランド現象の抑制を図るとともに、児童・保護者・地域の方々による芝生の維持管理を通じた地域コミュニティの活性化を目的に、公立学校の校庭芝生化を推進しているが、全都的な推進が必要であるため、緑の学び舎づくり事業の継続が重要である。

しかし、維持管理経費補助金は、工事施工年度からの活用を可能とする改善が図られたものの、補助期間3年間では芝生の専門的維持管理を維持管理組織が担うには期間が短く、芝生リーダー養成講座等の維持管理支援メニューを利用しても円滑な管理が図りにくいため、期間の延長が望まれる。

なお、地域連携事業は、校庭芝生化校の増加によって、採択される可能性が低くなっていることから、更なる校庭芝生化の推進を図るため、対象校数の拡大が必要である。

また、維持管理事業の充実を図るため、補助対象を一般的な管理経費にまで拡大し、さらに1校当たりの補助金額の拡充を要望する。

要望事項	(10) 公立小中学校冷房化助成制度の 延長と補助対象の拡大
------	---------------------------------------

要望先 教 育 庁

(要 旨)

公立学校施設冷房化緊急支援特別事業補助金の実施期間の延長及び補助対象を拡大されたい。

(説 明)

現在の東京都公立学校施設冷房化緊急支援特別事業補助金については、平成22年度から平成24年度までの3年間の補助事業であった。このため、各町村は、補助対象期間中に各公立小中学校の空調設備工事が完了するように計画的に実施してきた。

しかし、平成23年3月の東日本大震災発生により、被災地の復旧・復興が急務となり、それに伴い建設資材調達や施工業者の選定が困難となっていた。そのため、平成26年度には新たな所要経費を計上頂いたところであるが、来年度も引き続き要望する。

また、普通教室だけではなく、特別教室の冷房化も喫緊の課題であり、特別教室への補助も継続する必要がある。

要 望 事 項	(11) 教育庁小笠原出張所の設置
------------------	-------------------

要望先 教 育 庁

(要 旨)

教育庁小笠原出張所を設置されたい。

(説 明)

東京都教育庁出張所については、大島・三宅・八丈支庁に「東京都教育庁出張所等に関する規則（昭和32年5月設定）」に基づき、それぞれに教育出張所が設置されているが、当村には昭和43年の返還以来教育庁出張所のない状態が続いている。そのため、本来教育庁出張所が行わなければならない、小中学校職員の人事・給与・旅費に関すること、教職員に対する研修に関すること、教職員住宅の入居・維持管理に関すること、学校保健や学校給食に関すること、社会教育の振興に関すること、文化財の保護に関すること等の業務を直接村教育委員会が行っている。そのため、業務が多岐に渡り、教育に関する事務の適正な処理を図るために必要な指導・助言または援助も十分に受けられず、地理的にも他島とは大きく異なる中で学校教育での指導・調整にも大変苦慮しているところであり、教育庁出張所の設置は不可欠である。